

第80回国民スポーツ大会南部町弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、南部町で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「あおもり国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者」という。）に斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ南部町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 斡旋弁当

選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあつてはあおもり国スポの開催期間（公式練習日）を含む。）、支給弁当にあつてはあおもり国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、第80回国民スポーツ大会（青森県）宿泊要項に準ずるものとする。

7 弁当調製施設の指定

(1) 弁当調製施設の指定は、実行委員会が行うものとする。

(2) 実行委員会は前号の規定より、弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

8 指定取り消し

指定取り消しは前条の規定により受けた弁当調達施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。

(2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

(3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。

(4) その他実行委員会が不適當を認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し適正に行う。

10 その他

(1) 南部町で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は別に定める。